

令和7年9月22日

法務省民事局参事官室 御中

兵庫県司法書士会
会長 野 上 英 則

民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案に関する意見募集(パブリックコメント)に対する意見

法制審議会民法(遺言関係)部会第11回会議(令和7年7月15日開催)において取りまとめられた「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」につき、当会は、次のとおり意見を申し述べる。

なお、当会の意見は、下記に記した同試案の本文に、【意見の趣旨】【意見の理由】として記載した部分である。

民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する(前注1)(前注2)。

(前注1)乙案及び丙案の双方又はいずれか一方に加え、甲案の方式を創設した場合には、乙案又は丙案と甲案との関係について、甲案の方式で作成した遺言のうち、乙案の①の要件を充たすものについては、乙案の②から④までの手続を経ることにより、乙案の方式によることもできることになると考えられる(甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録をプリントアウトした上で、丙案の方式によることができることも同様である。)

(前注2)本試案において、「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、録音、録画により作成された電磁的記録を含まないものとする。これに対し、録音、録画により作成された電磁的記録を含む場合には、「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録」などとして、その旨を明示する。

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式

【甲1案】証人の立会いを要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録すること(注1)(注2)。

② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨、記録されている全文(財産目録(①の電磁的記録に一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。以下同じ。))を除く。)、日付及び自己の氏名を口述すること(注3)(注4)(注5)(注6)。

③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項を口述すること。

④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること(注7)(注8)。

(注1)遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付、遺言者の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録することも許容されることを前提としている。

(注2)①の電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うものとするとも考えられる。

(注3)証人となることができる者の資格について、証人の欠格事由を定める現行の規定(民法第974条)が適用されることを想定しているが、本方式における証人の役割等に照らし、更なる資格の制限が必要かについて引き続き検討する。

(注4)「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとするについて引き続き検討する。

(注5)遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代えるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

(注6)証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「ウェブ会議の方法」という。)により立ち会うことができるものとするについて引き続き検討する。

(注7)④の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。また、①及び④の電磁的記録について、事後的な改変を防止するため、(注2)のほかに、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

(注8)遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組み

の中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【甲2案】証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録し、電子署名を行うこと(注1)(注2)。

② 遺言者が、①の電磁的記録に記録されている遺言の全文(財産目録を除く。)、日付及び自己の氏名を口述すること(注3)。

③ ②の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること(注4)。

④ ③の記録をするに当たっては、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること(注5)(注6)(注7)(注8)。

(注1)遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

(注2)遺言者が③の記録のために民間事業者のサービスを利用した際に、民間事業者が①の電子署名に係る電子証明書が失効していないかを確認するものとするとも考えられる。

(注3)遺言者が口がきけない者である場合に、通訳人の通訳により口述に代えるものとするとの規律を設けることについて、引き続き検討する。

(注4)③の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

(注5)遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の周囲の状況を撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者 がウェブカメラ越しで確認したりすることが考えられる。また、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の顔貌等を撮影した画像を記録することとしたり、あらかじめ登録した情報に基づき生体認証を行うこととしたりするほか、口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することが考えられる。

(注6)①の電磁的記録については電子署名を行うことによって、当該記録された情報について改変されていないかどうかを確認することができるものであることは担保されていると考えられるものの、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、①及び③の電磁的記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討する。

(注7)デジタル技術の急速な進展が見込まれること等を踏まえ、④の規律については、法律上必要とされる一定の要件を規定した上で、細目を主務省令に委任するものとするについて、引き続き検討する。

主務省令に委任する場合の当該省令の規律の在り方については、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言することができるようにし、事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、法律において、④の要件に代えて、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものとするものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、④の具体的な基準を定めることについて、引き続き検討する。

(注8)遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【意見の趣旨】

【甲案】に反対する。

【意見の理由】

(1) 相続実務への影響

遺言執行に際して、預貯金等の払い戻しの請求を受ける金融機関、登記手続を受任する司法書士、登記の審査を行う法務局等はそれぞれに、遺言の全ての要件が具備されているか確認する必要がある。そのためには【甲案】で作成された遺言の場合は、録音・録画された電磁的記録の確認が必要となり、遺言執行完了までに現在よりもさらに時日を要することとなる。

平成 30 年の民法改正により、遺言によって法定相続分を超える権利を取得した者は、その超える部分について「登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」とされた(民法第 899 条の 2 第 1 項)。

遺言により権利を取得した者が遺言の内容を実現させるためには、相続開始後、他の相続人やその債権者が、法定相続分による相続登記と持分譲渡や担保権設定等の登記を申請する前に、権利を取得した者が、遺言の内容に従った登記を申請する必要がある。しかし、【甲案】は、司法書士による遺言の要件具備の確認と、裁判所による検認に由来よりも時間を要するため、権利を取得した者が他の相続人やその債権者に後れをとり、遺言どおりの権利を確保できなくなる恐れがある。

(2) デジタル特有の問題

【甲案】で作成した遺言は基本的に遺言者自身が保存する。相続開始後、システムの変更や、電磁的記録を保存している媒体が使用できなくなるなど、遺言者の責任によらない外的な要因で、作成した遺言にアクセスすることができなくなる可能性がある。パスワードが不明な場合も、同様である。

また、相続人が遺言者から遺言の保存の方法を知らされていない場合は、紙の遺言に比べて発見することが難しい。

(3) 偽造のリスク

【甲案】は、録音・録画により、偽造のリスクを軽減しようとしているが、録音・録画は、なりすましや生成AIによる偽造のリスクがある。デジタル技術の一層の進歩により、より精巧な偽造が可能になると思われる。

さらに、【甲2案】は、電子署名を行うことにより偽造を防止しようとするが、電子署名ツールとして例示されているマイナンバーカードについては、親族等がパスワードを含めて保管しているケースが多数見受けられ、親族等が遺言者になりすまして電子署名を行うことにより偽造が容易である。

(4) 手続きの煩雑さ

自筆証書遺言の利点は、他者の関与が不要であるため、時間や場所に関わらず作成することができ、修正や書き直しがいつでもでき、費用がかからないという簡便性にある。

【甲案】は、遺言者が全文を自書する必要がない点においては、現行の自筆証書遺言に比べて簡便になったと言えるが、全文自書に代わる真意性・真正性を担保するための負担が格段に増えており、簡便に作成できない制度となっている。

デジタルで遺言を簡便に作成し、なおかつ真意性・真正性を担保するのであれば、公的機関が関与して遺言者の本人確認が行われる【乙案】・【丙案】が望ましいと考える。

【乙案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管して遺言する方式本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録し、電子署名を行うこと(注1)。

② 遺言者が、電子情報処理組織を使用する方法(オンラインの方法)により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすること(注2)。

③ 公的機関が、申請人(遺言者)に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項に係る情報(電子署名に係る電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等)等)の提供又はこれらの事項についての説明を求めること。

④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の電磁的記録に記録された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。(注

3)(注4)(注5)

⑤ 公的機関が、保管の申請手続きが②から④までに従って行われた旨を記録し、①の電磁的記録を保管すること。

(注1)遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

(注2)申請情報とは遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記録した情報とすることを、添付情報とはそれらを証明する情報とすることを、それぞれ想定している。

(注3)どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

(注4)遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとすることも考えられる。

(注5)遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して(ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。)、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

【乙案】に賛成する。

【丙案】については、【乙案】と併用する場合に限り賛成する。

【乙案】

【意見の趣旨】

①③⑤に賛成する。

②電子情報処理組織を使用する方法(オンラインの方法)により、添付情報を提供する点については、オンライン以外の方法によることも認められるべきである。

④のウェブ会議の方法を利用できる場合については、慎重に検討されるべきである。

(注4)に反対する。

【意見の理由】

【乙案】は、公的機関で保管するという点で、現行の遺言書保管制度と共通点を有するが、同制度とは異なり、遺言者が全文を自書する必要がなく遺言を電磁的に記録することができる点、遺言者の指示を受けた者が記録した遺言であっても方式要件を欠くことにならない点で、自書やキーボード操作が困難な遺言者でも遺言を作成しやすく、遺言制度がより利用しやすいものとなっている。

②について、電子署名を行うことや、申請情報をオンラインの方法で提供することは、マイナンバーカードや電子機器の普及により遺言者にとって大きな負担にならないと考えられる。

他方で、現状では添付情報(戸籍等)の提供までを完全オンラインとすることは遺言者の負担になると考えられるため、添付情報の提供については郵送等オンライン以外の方法によることも認めるべきである。

④のウェブ会議の方法を利用する際の申請人が本人であるかの確認方法について、顔認証機能等のあるシステムを導入することも考えられるが、なりすまし等を防止するため、遺言者本人であるかの確認については厳重にすべきである。

(注4)について、【乙案】では遺言の全文を遺言者が口述することにより、真意性・真正性の担保が図られている。宣誓によって口述に代える方法では、遺言者が公的機関の求めに応じて定型の文言を述べるのみであり、公的機関において遺言者が遺言の内容を理解していることについて確認することができないため、宣誓の方法では、遺言の真意性・真正性の担保はできないと考える。

【丙案】電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管して遺言する方式本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること(注1)。

② 遺言者が、公的機関に対し、①の遺言書、申請書及び添付書類を提出して、保管の申請をすること(注2)(注3)。

③ 公的機関が、申請人(遺言者)に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項を示す書類(マイナンバーカード等)の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めること。

④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。(注4)(注5)(注6)

⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の遺言書を保管すること。

(注1)遺言者の指示を受けた者が遺言の全文を記録した電磁的記録をプリントアウトし、又は全文を記載することも許容されることを前提としている。

(注2)申請書には遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記載することを、添付書類とはそれらを証明する書類とすることを、それぞれ想定している。

(注3)遺言者が、出頭又は郵送して遺言書、申請書及び添付書類を提出することを想定している。

(注4)どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

(注5)遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

(注6)遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して(ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。)、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

【丙案】

【意見の趣旨】

【乙案】と併用する場合に限り、【丙案】の①②③及び⑤に賛成する。

④のウェブ会議の方法を利用できる場合については、慎重に検討されるべきである。

(注5)に反対する。

【意見の理由】

【丙案】は、公的機関において保管するという点で、現行の遺言書保管制度と共通するが、同制度と異なり、遺言者が全文を自書する必要がなく電磁的記録をプリントアウトしたものに署名するのみでよい点、遺言者の指示を受けた者が記録した遺言であっても方式要件を欠くことにならない点で、全文の自書やキーボード操作が困難な遺言者でも遺言を作成しやすく、遺言制度がより利用しやすいものとなっている。

しかしながら、「デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設」という観点からは、【丙案】のみの創設には反対であり、【乙案】と併用する場合に限り賛成する。

④のウェブ会議の方法を利用する際の申請人が本人であるかの確認方法については、【乙案】に対する意見と同様である。

(注5)については、【乙案】(注4)に対する意見と同様である。

2 保管制度の在り方

本文1において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次の考え方に基づく規律を設けるものとする。

(1) 相続人、受遺者、遺言執行者等(以下「相続人等」という。)は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電磁的記録の提供を請求することができる(注1)(注2)。

(2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

(3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときは、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

(4) 保管されている遺言に係る電磁的記録又は遺言書については、遺言書の検認(民法第1004条第1項)の規定は適用しない。

(注1) 保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要がある、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられる。なお、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、(1)①の規律を設ける場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言と新たな方式の遺言について、既存の自筆証書遺言書保管制度に係るシステムも含め情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、一元的な検索を行うことができるものと考えられる。また、相続人等としては、当該検索とともに公証役場に保存されている公正証書遺言等の検索を行うこととなると考えられる。

(注2) 自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録には、公的機関が電子署名を行うものとする考えられる。

【意見の趣旨】

(1)(2)(3)(4)に賛成する。

(注1)について、保管を行う公的機関としては、法務局とすることに賛成する。

【意見の理由】

(注1)について、保管を行う公的機関としては、既に令和2年から遺言書保管制度の運用を開始し、保管体制の基盤が整備されている法務局とすることが相当である。

3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討する。

(1) 保管制度の対象としない場合(本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合)遺言者が作成日(遺言が成立した日)を記録する。

(2) 保管制度に基づき保管される場合(本文1の【乙案】及び【丙案】の場合)公的機関が保管を開始した日を記録する。

【意見の趣旨】

(2)に賛成する。

4 加除その他の変更、撤回

(1) 加除その他の変更

遺言が成立した後、内容を変更する場合には、別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする。

(2) 撤回

新たな方式による遺言に関し、民法第1022条(遺言の撤回)、第1023条(前の遺言と後の遺言との抵触等)及び第1024条後段(遺贈の目的物の故意の破棄による撤回擬制)を適用するものとし、同条前段(遺言書の故意の破棄による撤回擬制)については、次のいずれかの案によるものとする。

ア 保管制度の対象としない場合(本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合)

【A案】民法第1024条前段の適用を除外する規律を設け、破棄による撤回を認めないものとする(注)。

(注)証人の立会いの下での破棄など一定の場合に遺言の破棄を認める規律を設けるものとする考え方もある。

【B案】特段の規律を設けない(民法第1024条前段を適用する。)ものとする(注)。

(注)遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にするために、特別の規律を設けることの要否について、引き続き検討する。

イ 保管制度に基づき保管される場合(本文1の【乙案】及び【丙案】の場合)

【C案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には、遺言を撤回したものとみなすものとする。ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする(注)。

(注)当該遺言の情報については、本文2の証明・閲覧・通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとすることが考えられる。

【D案】保管の申請の撤回を認めないものとする。

【意見の趣旨】

(2)イの【C案】に賛成する。

【C案】の(注)について、特別な事由がある場合であっても、遺言者死亡後に相続人等に閲覧の請求を認めることには反対する。

【意見の理由】

イについて、遺言者による保管の申請の撤回により、遺言を撤回したとみなされる場面は明確になると考えられる。また、遺言者の撤回の意思は尊重されるべきである。

【C案】の(注)について、遺言者死亡後に相続人等に撤回された遺言の閲覧の請求を認めることは、遺言を撤回した遺言者の意思に反する上、遺言の閲覧が相続人等の間の紛争解決に役立つか疑問である。そのため、特別な事由がある場合であっても、相続人等に関

覧の請求を認めるべきではない。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

2 押印要件

上記1を前提として、押印要件については、次のいずれかの案によるものとする(注)。

(注)自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件(民法第968条第2項)及び加除その他の変更の際しての押印要件(同条第3項)を含む。

【甲案】押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

(後注)甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとするが、ただし、遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保する観点から一定の要件(場面又は場合)を定め、それ(法定する要件)を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」という考え方がある。この考え方の下で、上記法定する要件として、例えば、

- ・裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
 - ・押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件(自筆証書遺言書保管制度の利用)を満たす場合
- などを定めることが考えられる。

【意見の趣旨】

1に賛成する。

2については、【甲案】に賛成する意見が多数であったが、【乙案】に賛成する意見も一定程度あった。

【意見の理由】

【甲案】に賛成の立場からは、遺言に限らず、社会全体として押印の見直しの機運が高まっている点、押印は認印でもよいとされており、認印による押印では真意性・真正性を担保することは困難である点などから、押印は不要であるとの意見が多数であった。

他方、【乙案】に賛成の立場からは、自筆証書遺言を作成する際には、遺言書(案)を下書きすること多いと思われるため、押印の有無は完成品と下書きとを区別する機能を果たしていると考えられる点、押印要件があることによる負担はそれほど大きなものではないと考えられる点などから、引き続き押印を要すべきとする意見があった。

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 作成することができる場面の規律

(1) 船舶遭難者遺言については、現行の文言(船舶が遭難した場合)に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化することについて、引き続き検討する(注1)(注2)。

(注1)「天災その他避けることのできない事変」については、民法第161条と同様、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変を意味することを想定している。もっとも、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等については含まれるべきでないとも考えられるところ、このような考え方の当否も含め、作成することができる場面として、いかなる範囲が適切であるかについて、引き続き検討する。

(注2)「山岳における遭難」については、遭難態様も様々であることから、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる態様であるかを個別に認定するものと整理することが考えられるところ、そのような考え方について、引き続き検討する。

【意見の趣旨】

船舶遭難者遺言については、現行の規律を改め、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化することについて、賛成する。

【意見の理由】

船舶遭難者遺言の作成については、要件を厳格に規定すると、生命の危険が迫っているにも関わらず、遺言としての効力が認められないというような状況が起こりうる可能性が否定できない。

船舶遭難者遺言によって作成された遺言は危急状態から回復し、遺言者が普通方式によって遺言ができるようになってから6箇月間生存した場合、同遺言は無効になることから、その適用場面は遺言者の主観的な判断で作成が可能としておくのが望ましいと考える。たとえば、「遺言者が自らの生命の危険が迫っていると判断した場合において」など、未知の状況を考慮して制定してもよいのではないかと考える。

また、船舶遭難者遺言においては、遺言を記録した電子機器が失われる可能性が高いことから、メール等で送信されたデータであっても有効とするということを検討する余地は十分にあると考える。

(2) 一般隔離地遺言については、現行の文言(伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者)に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化することについて、引き続き検討する。

【意見の趣旨】

一般隔離地遺言については、現行の規律を改め、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを、規律上明確化することについて、賛成する。

【意見の理由】

自然災害、戦場等、原因や場所を限定せず、交通の自由がない状況を広く含めるべきである。

(3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面の規律については、現行法の規律を維持するものとする。

【意見の趣旨】

死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面の規律については、現行法の規律を維持するものとするに賛成する。

【意見の理由】

改正する必要性に乏しいと考える。

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律

現行法の規定については、維持するものとする(注1)。

(注1) 特別の方式の遺言における押印要件(民法第976条第1項、第979条 第3項、第980条並びに第982条において準用する同法第968条第3 項及び第973条第2項)については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討するものとする。

【意見の趣旨】

現行法の規定については、維持するものとするに賛成する。

(2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した 新たな遺言の方式 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、以下の各案のう

ち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する(注2)(注3)(注4)(注5)(注6)。

(注2)各案においては、遺言者の指示を受けた者が、録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することも許容されることを前提としている。

(注3)船舶遭難者遺言については、特に証人の立会いが困難であったり、通信環境が不十分であったりする場面も想定されることから、証人の立会いを不要とすることも含め、より簡便な方式の規律を設けることにつき、更なる検討を要するとの考え方があるところ、広く社会に普及したデジタル技術によって適切に真意性・真正性の担保等を図ることができるかといった観点も踏まえつつ、引き続き検討する。

(注4)各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことができるものとするを前提としている。

(注5)遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとするが考えられる。

(注6)各案においては、現行規定と同様に、家庭裁判所における確認の手続を要するものとし、また、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないものとするを前提としている。

【意見の趣旨】

デジタル技術を活用した新たな遺言の方式について、引き続き検討することに賛成する。

ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録し、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記して、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。

④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(後注)甲案及び乙案のほか、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式も考えられ、この方式の場合の要件は、①証人一人以上の立会いがあること、②遺言者が、遺言の趣旨を口述すること、③証人が、自己の氏名を口述すること、④遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること、⑤遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認すること、⑥遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することが考えられる。

死亡危急時遺言について

【意見の趣旨】

【甲案】についてはさらなる検討が必要と考える。

【乙案】については条件付きで賛成とする。

【意見の理由】

【甲案】については、証人と電磁的記録のみで成立する方式であるが、これは遺言者から遺言の趣旨を証人に伝えて、証人が電磁的記録を作成するというものである。「デジタル遺言」と聞いて多くの国民がイメージするのは、ビデオレターのように遺言者本人が直接カメラに遺言の内容を話し、それを記録したものを遺言とすると思われるが、【甲案】においては証人が遺言内容を伝えるというものであり、国民がイメージするであろう「デジタル遺言」のイメージと乖離するのではないかと考える。

つぎに、【乙案】については遺言者の意思を書面化し、それを遺言者に読み聞かせる、または遺言者自らが閲覧確認してその内容を承認し、その場面を録音・録画するというものである。録音・録画は現行法下においても多くの実務家が実施していると思われる。

【甲案】においては検認手続きや遺言執行の際にどのように対応していくのか課題があり、それと比較して【乙案】は書面をもって遺言が作成されるので執行時の負担を考えると【乙案】の方が優れていると考える。

死亡危急時遺言は緊急性が高く、普通方式の遺言の作成が困難な状況にあるため、簡便かつ迅速に遺言の作成をする必要がある。しかし、そこにだけとらわれて新制度を悪用されないよう、遺言者の最後の言葉を正確に残す必要があるのではないかと考える。

また、【甲案】および【乙案】の両方式において、証人1人で作成可能というのは、第三者が遺言者を錯誤に陥らせて遺言を作成させたり、強要して遺言を作成させたりするような状況を作りだす可能性も否定できないため、後日の検証のためにも証人は複数の方が望ましいと考える。

イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録すること。磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録すること。

【丙案】遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 証人が、自己の氏名を口述すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

船舶遭難者遺言について

【意見の趣旨】

【甲案】・【乙案】・【丙案】の全てに賛成する。

【意見の理由】

船舶遭難者遺言の適用場面はまさに今、死の瞬間が迫っているという状況を想定しているものとする。現行の方式に加えて、【甲案】・【乙案】・【丙案】の各案を採用することは望ましい。死の瞬間が迫っている状況においては、遺言者も法定の要件を充足する余裕もないと考えられる。選択肢を多く用意し、いずれかの要件を具備すれば遺言の成立を認めるとすることで、遺言者の利益の確保につながる。

また、死の迫っている状況で必ずしも証人の立会が可能であるわけではないので、証人

がないような状況であったとしても、遺言を残すことができるという方法を将来的に検討してもよいと考える。

(3) 一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式
一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式
を設けないものとする。

【意見の趣旨】

新たな方式を設けないという意見に反対する。

【意見の理由】

本意見では、中間試案第1について【甲案】に反対している。しかし、一般隔離地遺言や在船者遺言の作成を必要とする状況においては、中間試案第1の【乙案】のように、遺言者自らが公的機関に出頭することが難しく、また、公正証書遺言の作成も容易でないと考えられることから、現行の方式に加えて、デジタル技術を活用した新たな方式を設ける必要性はあると考える。